

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)	
地域名 (地域内農業集落名)	五ヶ別府町川口 (川口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

不耕作地になりそうな農地があれば、地域全体で話し合い、地域の耕作者に管理を委託している。耕作者の高齢化による担い手不足が予想されているが、令和3年度に川口水利組合を立ち上げ、多面的機能支払交付金を活用して、米の生産を支えるために農地や施設の維持を行うとともに、畦にヒガンバナの植栽を行って景観形成や、田の神の像をお祭りして地域の伝統文化を保存するなど、田園地帯の多面的機能の維持に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、多面的機能支払交付金を活用し米の生産を支えるために農地や施設の維持を行うとともに、耕作者の高齢化により不耕作地が増える可能性があるため、入作を希望する生産者の受け入れを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.06 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.06 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地及びそれに連なる農地を区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後、地域の生産者の高齢化による離農が予想されるため、地域外から入作を希望する生産者を受け入れ、担い手として定着を図り、その担い手に離農により不耕作地となる可能性のある農地を集積する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
日頃から、地域全体で農地の状況を把握し、耕作者が離農する農地については、次に誰が耕作担当となるかを話し合い、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を活用し貸借をすすめる。
(3) 基盤整備事業への取組方針
当地域は、既に農地の基盤整備がおこなわれているが、状況に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、入作を希望する耕作者を募り、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託サービス事業者が近くに存在しないため、入作を希望する耕作者の受け入れを促進し、互いに協力して地域農業の維持に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払交付金を活用し、農用地、農道及び水路等の施設の適正な保全管理を行う。